

令和7年 第21回 福岡市東区選挙管理委員会

令和7年12月1日(月)

【 議 題 】

- 1 議案第84号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第85号 選挙人名簿に登録する者について
- 3 議案第86号 選挙人名簿抄本等に使用する電子印用公印について

< 次 回 >

委員会	令和8年1月20日(火) 午前 9時30分～
研修会	〃 午前10時00分～12時00分

議案第 84 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 12 月 1 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 887 人 |
| | 内訳 死亡者 | 123 人 |
| | 市外転出者 | 764 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 7 年 12 月 1 日 |

(根拠)

・公職選挙法第 28 条第 1 号及び第 2 号の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

(表示及び訂正等)

第二十七条

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和7年12月1日 投票区別抹消者数一覽

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	1	2	3	17	21	38	18	23	41
2馬出第二	0	2	2	9	9	18	9	11	20
3箱崎第一	0	1	1	18	12	30	18	13	31
4箱崎第二	2	2	4	7	9	16	9	11	20
5箱崎第三	0	1	1	6	5	11	6	6	12
6菅松第一	0	1	1	21	15	36	21	16	37
7菅松第二	1	2	3	24	12	36	25	14	39
8菅松第三	1	0	1	18	15	33	19	15	34
9松島第一	0	1	1	15	12	27	15	13	28
10松島第二	2	2	4	7	11	18	9	13	22
11名島第一	1	2	3	18	9	27	19	11	30
12名島第二	4	1	5	11	8	19	15	9	24
13千早	0	3	3	24	19	43	24	22	46
14千早西	1	0	1	3	3	6	4	3	7
15香陵	0	2	2	2	1	3	2	3	5
16香椎浜	1	3	4	5	7	12	6	10	16
17城浜	1	1	2	2	1	3	3	2	5
18舞松原第一	2	1	3	2	0	2	4	1	5
19舞松原第二	1	3	4	7	5	12	8	8	16
20若宮第一	2	1	3	7	2	9	9	3	12
21若宮第二	2	0	2	12	6	18	14	6	20
22香椎第一	1	0	1	6	5	11	7	5	12
23香椎第二	2	1	3	10	10	20	12	11	23
24香椎下原第一	1	0	1	5	3	8	6	3	9
25香椎下原第二	3	4	7	18	9	27	21	13	34
26香椎東第一	1	0	1	9	5	14	10	5	15
27香椎東第二	0	5	5	8	4	12	8	9	17
28香住ヶ丘第一	3	1	4	24	16	40	27	17	44
29香住ヶ丘第二	1	1	2	4	6	10	5	7	12
30和白第一	1	4	5	9	5	14	10	9	19
31和白第二	0	2	2	5	8	13	5	10	15
32三苫	1	2	3	9	5	14	10	7	17
33奈多第一	1	1	2	2	2	4	3	3	6
34奈多第二	0	1	1	4	2	6	4	3	7
35美和台第一	0	1	1	10	5	15	10	6	16
36美和台第二	1	3	4	11	8	19	12	11	23
37和白東第一	1	3	4	5	3	8	6	6	12
38和白東第二	1	3	4	9	4	13	10	7	17
39西戸崎第一	2	1	3	2	3	5	4	4	8
40西戸崎第二	1	0	1	1	0	1	2	0	2
41志賀第一	0	0	0	0	1	1	0	1	1
42志賀第二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43志賀第三	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44照葉第一	0	0	0	2	0	2	2	0	2
45照葉第二	1	0	1	11	15	26	12	15	27
46多々良第一	3	1	4	16	15	31	19	16	35
47多々良第二	0	0	0	3	3	6	3	3	6
48八田	0	2	2	3	2	5	3	4	7
49青葉第一	3	2	5	10	8	18	13	10	23
50青葉第二	2	2	4	3	1	4	5	3	8
合計	52	71	123	434	330	764	486	401	887

議案第 85 号

選挙人名簿に登録する者について

令和7年12月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和7年12月1日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 森 英 鷹

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 登録する者の数 | 3,408人 |
| 2 | 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 登録年月日 | 令和7年12月1日 |

(根拠)

・公職選挙法第22条の規定による。

(登録)

第二十二條

市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常に登録日後に変更することができる。

※ 登録月

第十九條第二項（永久選挙人名簿）

市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調整及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

※ 登録される資格を有する者

(被登録資格等)

第二十一條第一項

選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和7年11月20日現在登録者数			令和7年12月1日現在登録者数			令和7年12月1日現在登録者数			移			替			令和7年12月1日現在登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計
										男	女	計	男	女	計			
1馬出第一	2,801	3,126	5,927	18	23	41	61	66	127	4	3	7	6	3	9	2,846	3,169	6,015
2馬出第二	2,223	2,430	4,653	9	11	20	43	33	76	3	4	7	4	4	8	2,258	2,452	4,710
3箱崎第一	2,723	3,159	5,882	18	13	31	57	46	103	4	6	10	6	6	12	2,764	3,192	5,956
4箱崎第二	3,092	3,095	6,187	9	11	20	56	49	105	3	6	9	5	6	11	3,141	3,133	6,274
5箱崎第三	2,812	3,308	6,120	6	6	12	35	40	75	6	4	10	4	6	10	2,839	3,344	6,183
6笹松第一	3,139	2,870	6,009	21	16	37	56	46	102	4	2	6	3	4	7	3,173	2,902	6,075
7笹松第二	3,911	3,993	7,904	25	14	39	71	62	133	9	8	17	2	9	11	3,950	4,042	7,992
8笹松第三	3,210	2,942	6,152	19	15	34	57	46	103	6	5	11	5	4	9	3,247	2,972	6,219
9松島第一	3,053	2,628	5,681	15	13	28	51	29	80	3	2	5	3	2	5	3,089	2,644	5,733
10松島第二	3,371	3,445	6,816	9	13	22	42	33	75	4	4	8	4	4	8	3,404	3,465	6,869
11名島第一	4,583	5,024	9,607	19	11	30	50	44	94	5	1	6	4	6	10	4,613	5,062	9,675
12名島第二	1,922	2,131	4,053	15	9	24	57	51	108	3	3	6	1	1	2	1,962	2,171	4,133
13千早	5,388	6,787	12,175	24	22	46	98	100	198	5	9	14	6	9	15	5,463	6,865	12,328
14千早西	2,547	2,916	5,463	4	3	7	35	36	71	3	4	7	1	1	2	2,576	2,946	5,522
15香陵	2,206	2,647	4,853	2	3	5	20	16	36	1	3	4	3	3	6	2,226	2,660	4,886
16香椎浜	2,903	3,782	6,685	6	10	16	26	24	50	2	2	4	3	5	8	2,924	3,799	6,723
17城浜	973	1,494	2,467	3	2	5	2	6	8	0	0	0	3	3	6	975	1,501	2,476
18舞松原第一	1,772	2,006	3,778	4	1	5	13	10	23	0	0	0	2	5	7	1,783	2,020	3,803
19舞松原第二	2,208	2,645	4,853	8	8	16	33	36	69	3	5	8	2	2	4	2,232	2,670	4,902
20若宮第一	2,455	2,664	5,119	9	3	12	29	22	51	1	1	2	1	2	3	2,475	2,684	5,159
21若宮第二	1,457	1,479	2,936	14	6	20	29	19	48	3	5	8	1	2	3	1,470	1,489	2,959
22香椎第一	2,840	3,146	5,986	7	5	12	38	36	74	1	3	4	2	3	5	2,872	3,177	6,049
23香椎第二	2,629	3,029	5,658	12	11	23	50	44	94	1	3	4	5	7	12	2,671	3,066	5,737
24香椎下原第一	1,680	1,619	3,299	6	3	9	19	18	37	1	4	5	1	0	1	1,693	1,630	3,323
25香椎下原第二	4,771	4,366	9,137	21	13	34	77	52	129	6	6	12	5	6	11	4,826	4,405	9,231
26香椎東第一	2,969	3,195	6,164	10	5	15	37	30	67	3	3	6	3	2	5	2,996	3,219	6,215
27香椎東第二	2,457	2,714	5,171	8	9	17	14	23	37	0	3	3	0	0	0	2,463	2,725	5,188
28香住ヶ丘第一	4,716	4,599	9,315	27	17	44	90	76	166	7	10	17	3	8	11	4,775	4,656	9,431
29香住ヶ丘第二	2,363	2,734	5,097	5	7	12	26	21	47	4	2	6	0	1	1	2,380	2,747	5,127
30和白第一	2,511	2,606	5,117	10	9	19	45	40	85	3	5	8	6	8	14	2,549	2,640	5,189
31和白第二	2,798	3,250	6,048	5	10	15	30	35	65	2	4	6	1	3	4	2,822	3,274	6,096
32三苦	3,599	3,882	7,481	10	7	17	55	39	94	3	4	7	1	1	2	3,642	3,911	7,553
33奈多第一	2,335	2,679	5,014	3	3	6	17	21	38	0	1	1	4	1	5	2,353	2,697	5,050
34奈多第二	1,156	1,372	2,528	4	3	7	8	3	11	2	1	3	0	0	0	1,158	1,371	2,529
35美和台第一	2,915	3,318	6,233	10	6	16	28	28	56	3	5	8	1	2	3	2,931	3,337	6,268
36美和台第二	3,261	3,770	7,031	12	11	23	26	37	63	7	4	11	4	3	7	3,272	3,795	7,067
37和白東第一	2,623	2,794	5,417	6	6	12	28	21	49	0	0	0	0	0	0	2,645	2,809	5,454
38和白東第二	2,416	2,630	5,046	10	7	17	38	34	72	3	1	4	2	1	3	2,443	2,657	5,100
39西戸崎第一	1,786	2,022	3,808	4	4	8	10	16	26	1	1	2	1	1	2	1,792	2,034	3,826
40西戸崎第二	587	648	1,235	2	0	2	5	2	7	0	0	0	0	0	0	590	650	1,240
41志賀第一	398	469	867	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	2	398	470	868
42志賀第二	69	96	165	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	70	96	166
43志賀第三	98	105	203	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	98	105	203
44照葉第一	1,404	1,467	2,871	2	0	2	23	25	48	1	0	1	0	0	0	1,424	1,492	2,916
45照葉第二	3,919	4,377	8,296	12	15	27	72	80	152	3	5	8	5	3	8	3,981	4,440	8,421
46多々良第一	5,046	4,493	9,539	19	16	35	79	48	127	4	3	7	9	5	14	5,111	4,527	9,638
47多々良第二	1,017	1,167	2,184	3	3	6	8	8	16	2	1	3	2	1	3	1,022	1,172	2,194
48八田	2,523	3,121	5,644	3	4	7	26	23	49	1	1	2	5	5	10	2,550	3,144	5,694
49青葉第一	2,532	3,014	5,546	13	10	23	19	21	40	1	2	3	2	0	2	2,539	3,023	5,562
50青葉第二	1,923	2,157	4,080	5	3	8	11	12	23	0	0	0	2	2	4	1,931	2,168	4,099
合計	128,090	139,410	267,500	486	401	887	1,801	1,607	3,408	131	149	280	133	152	285	129,407	140,619	270,026

選挙人名簿抄本等に使用する電子印用公印について

福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定に基づき、令和8年1月5日以後、次のように使用する電子印用公印について、次のように告示し、選挙人名簿に使用する電子印用公印に関する告示（平成11年福市東選告示第29号）を廃止する。

令和7年12月1日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

電子印使用文書の名称	書 体	形 状	大きさ	ひ な 形	用 途
選挙人名簿抄本	てん書	正方形	20ミ メートル	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 福岡市 東区選挙 管理委員 会委員長 </div>	選挙人名簿抄本用
選挙人名簿登録証明書					選挙人名簿登録証明書用
南極選挙人証					南極選挙人証用
郵便等投票証明書					郵便等投票証明書用
投票人名簿抄本					投票人名簿抄本用
不在者投票に関する調書					不在者投票に関する調書用
在外選挙人名簿抄本					在外選挙人名簿抄本用
在外選挙人の不在者投票に関する調書					在外選挙人の不在者投票に関する調書用
在外投票に関する調書					在外投票に関する調書用

(根拠)

- ・福岡市区選挙管理委員会規程第27条の規定による。

(公印)

第27条 前条に定めるもののほか公印の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

- ・福岡市公印規則

第9条の2 市、市長、区長又は福祉事務所に係る公印を使用すべき文書で、市長が必要と認めたものについては、第6条に規定する公印の押印に代えて、電子計算機に記録した公印の印影又はこれを伸縮した印影を打ち出したもの(以下「電子印」という。)を使用することができる。

3 市長は、第1項の規定により電子印を使用した文書(以下「電子印使用文書」という。)及び電子印用公印の名称並びに電子印のひな形、形状、大きさ及び用途をあらかじめ告示するものとする。